

「部落差別の解消の推進に関する法律」をご存知ですか？

この法律は、現在もなお存在する部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的に平成28（2016）年12月6日に施行されました。

部落差別の解消に関する基本理念と国及び地方公共団体の責務を定めるとともに、相談体制の充実と必要な教育・啓発について、国に対し実施すること、地方公共団体に対し実施するよう努めることを求めています。

「部落差別（同和問題）とは何か」

部落差別（同和問題）は、歴史的発展の過程で形づくられた日本固有の重大な人権問題です。そこに住んでいることを理由に、結婚を妨害されたり、日常生活の上で差別を受けたりする問題が、現在もなお存在しています。

次の行為は差別につながりかねず、許されるものではありません

● 結婚・就職等における差別

特定の地域出身であることを理由に結婚に反対されたり、就職で不利益な取扱いを受けたりするなどの差別行為が発生しています。



● インターネット上の差別

インターネットの匿名性を悪用して、特定の地域を同和地区であると指摘するなど差別を助長・誘発する情報を意図的に流布する行為が大きな社会問題となっています。

● 土地差別

市内の土地取得等の際に、行政機関等に対して、ある特定の土地が同和地区かどうか尋ねるといった事象が発生しています。

● 差別につながる身元調査

就職や結婚のとき、調査会社を使って出身地や家族の状況を調べるという身元調査は、人権を侵害し、差別につながるおそれがあります。過去には戸籍謄本等を不正に取得するという全国規模の事件も発生しています。

「本人通知制度」を知っていますか？

事前に登録することで、住民票の写しや戸籍謄本などを、第三者等に交付したことを知らせてくれる制度です。個人情報不正取得による身元調査等より、市民の人権やプライバシーを守ることを目的として実施しています。お住いの区役所で登録の手続きができます。

部落差別解消にむけて、私たちが意識すべきこと

そっとしておけば差別はなくなる？

「そっとしておけば差別はなくなる」という考え方では、現在、差別を受けている人は、差別がなくなるまで耐え続けなければならないこととなります。また、同和問題について、よく知らない人がインターネット上の誤った情報や差別的な書き込みを見て、それを信じて、偏見や差別意識を持ってしまう可能性があります。

そうならないよう、私たちは同和問題について、差別の歴史や現状を正しく学ぶ必要があります。

自分には関係ないのでは？

同和問題は特別な問題ではなく、誰もが直面しうる問題です。普段は表に出なくても、結婚や就職、住宅購入など、現実に関わる自分の問題となったときに「差別の心」が表面化することがあります。「もし自分が差別を受ける側なら…」と相手の立場に立ち、自分の問題として考えることが大切です。

人権教育・啓発に関する本市の取り組み

新潟市は「新潟市自治基本条例」において、「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を目指すと宣言しています。それを実現するため、平成20(2008)年に「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定し、「子ども」、「女性」の分野をはじめ、「同和問題」を含む様々な分野にわたり人権施策を進めています。

●取組事例(人権イラスト展)

市内の小学4年生を対象に、人権をテーマとしたイラスト作品を募集、優秀作品50点を表彰のうえ、市内の施設で巡回展示しています。併せて、本市の人権施策に関する展示も行い、イラストを制作・応募する児童だけでなく、展示をご覧いただく人にとっても人権について考える機会とできるよう努めています。



人権イラスト展の様子

●取組事例(人権相談所)

新潟地方法務局及び同新津支局、新潟・新津人権擁護委員協議会と連携した相談体制のなかで、人権侵害に関する市民の相談に応じています。

人権に関する相談窓口

- | | |
|-----------------|---|
| ☎ みんなの人権110番 | 0570-003-110 |
| ☎ 子どもの人権110番 | 0120-007-110 |
| ☎ 女性の人権ホットライン | 0570-070-810 |
| 🖨 インターネット人権相談窓口 | http://www.jinken.go.jp/ |



新 潟 市 教 育 委 員 会
新 潟 地 方 法 務 局 人 権 擁 護 課
新 潟 地 方 法 務 局 新 津 支 局
新 潟 人 権 擁 護 委 員 協 議 会
新 津 人 権 擁 護 委 員 協 議 会
～法務省人権啓発活動地方委託事業～